

令和6年度事業計画

I. 基本方針

(公社)大阪府剣道連盟(以下、「本連盟」という。)は、わが国の伝統と文化に培われた剣道(居合道、杖道を含む。以下同じ。)を大阪府下において正しく継承し、府民への剣道の普及振興を図り、もって府民の健全な心身の育成に資することを目的とする。

II. 令和6年度の重点方針

(1) 少子高齢化対策推進…継続

昨年 R4 年度から、少子高齢化対策を重点方針として SKR(少子高齢化対策連絡会議)を中心に「ミッション5」を展開する。

- ・初心者の掘り起こし
- ・活動場所の確保
- ・指導者の育成強化
- ・中学校部活動の活性化
- ・道場等と中高等学校との連携

まずは

初心者指導のインフラ整備

中学校部活の地域移行に伴うインフラ整備

(2) 会員サービス向上オンライン化推進…継続

“世間並みの電子化”の流れに乗った利便性の向上を図る

(3) 広報機能の強化…継続

”ITにこだわらず”柔軟に、一般向け、会員向けに”双方向の広報機能”の強化を図る

(4) 事業の見直しに取り組む…継続

大規模体育館の改修工事を機会に、少子高齢化に加え、コロナ禍で傷んだ組織態勢の基盤を立て直すため、まずは”膨らみ続けた事業の整理”に取り組む。限られたヒト・モノ・カネを有効に活用するため、原点に戻って選択と集中を行い、将来構想に向けた支援体制を強化する。

(5) 行き過ぎた指導防止…新規

「指導者の基本的なコンプライアンス(社会的規範)強化」とともに、打った打たれた、勝った負けただけなく、剣道の楽しさを分かち合える”指導理念の気づきキャンペーン”を展開する。

III. 令和6年度の重点方策

1. 公益事業

(1) 剣道に関する調査、研究及び指導

- ・伝達講習会を活用し八段受有講師の研鑽講習を行い、指導体制の充実強化を図る。
- ・スポーツ安全・文化講演会を活用し、普及振興を図る。
- ・確実に迫ってくる少子高齢化対策に取り組む。

近い将来に向けて最も基本的な課題と位置づけ、未来構想委員会を中心に、これまで調査研究

を続けてきた各委員会の総合力を生かすため立ち上げた少子高齢化対策連絡会議(略称:SKR)を中心に、具体策の方向づけと早期展開を図る。

(2)講習会の開催及び指導者の育成

・初心者を指導する指導初心者(BP:ビギナーズ・パートナー)の育成

道場指導者へのアンケート調査から、現場で実際に指導しているのは有段者でない保護者の方を含めて、五段以下の指導者が6割だと。一方、中央講習会の受講資格は五段以上と敷居が高くなっており、力の入れどころがずれているのがわかった。

「指導者の基本的なコンプライアンス(社会的規範)強化」とともに、打った打たれた、勝った負けたでなく、剣道の楽しさを分かち合える「初心者を指導する指導初心者(保護者、高校大学のお兄さんお姉さん、若手社会人)の育成」について具体策を展開する。

日本の伝統文化としての剣道を通じて「生涯剣楽」につながるインフラ整備を今年の重点課題とする。

・3ブロック拡大講習会

試行段階から本格実施へ。本連盟主催の種々講習会を見直し、府下3地区に大括りして、適切な規模で講師・カリキュラム内容を厳選した講習会に模様替えする。地域活動を支えている保護者も含め、より充実した・きめ細かい・身近な講習会となるよう工夫し、指導体制の一層の充実強化を図る。

・剣道塾

試行段階から本格実施へ。少年を対象とした基本修練の場を設ける。

・講習会受講履歴の現核管理

試行段階から本格実施へ。管理システムにより講習会受講回数等を厳格に管理し、指導者・段級位審査員・審判員の資質向上を図り、府下剣道界の指導体制の強化と質の向上を図る。

・オール大阪暑中稽古・寒稽古

府下剣道界の更なる一体感の醸成と発展を目指して、企画・運営の見直しを検討する。

(3)各種大会、審査会の開催

・指定管理者制度移行、大規模体育館の改修工事計画等により体育施設の確保がより一層困難な状況にあるため、各地区及び学校等の協力を得て開催地域・体育施設を広く確保していく。

・本連盟主催(主管含む)の6大会(大阪市長杯、大阪府剣道優勝大会、大阪府少年剣道大会、大阪府女子剣道優勝大会、全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会及び全日本都道府県対抗剣道優勝大会)について、原点に戻り、企画・運営の見直しを検討する。

(4)府外剣道大会等への役員、選手及び受講者等の派遣

従来どおりの対応に加えて、全剣連と連携し「骨太剣士養成構想」を支える下部構造として、剣道界の将来を担う若手を対象とした大阪版「骨太錬成会」の企画の見直し検討を図る。

(5)称号及び段級位の審査並びに段級位の授与

コロナ禍一段落を機に、時代の変化に合わせた運営を工夫、検討する。

(6)功労者の表彰

従来どおりの対応とし、広く有為・有功の人材を顕彰する。

(7)その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

・賛助会制度の有効活用

- ① 優遇税制(税額控除)の活用を図り更なる賛同者の拡大を目指すとともに、将来を見据えた普及振興活動の実現に向け調査研究を行い推進する。
- ② 引き続き、大阪版「剣道の心」と「唱和」の普及活動を推進する。
- ② 少年・シニア・女性を中心に、開かれたイベントの開催を展開推進する。

・オンライン化の推進

with コロナ時代の要請に対応し、オンライン化による会員サービスの向上と併せて情報機能の強化を推進する

- ① 都度事務所に足を運ばなくても事務処理、決済ができる双方向のオンライン化システムの検討を進める。
- ② HP・メルマガ等を活用し、本連盟の情報をより広く一般向けにも広報する体制を強化する。その一環として広報誌「おおさか剣道かわら版」を強化展開する。

2. 収益事業

・本連盟の事業に賛同する一般企業との連携を図り、広告料、協賛金収入の増加に向けた取り組みを推進する。

3. 共通事業

・職場規律、組織運営のガバナンスの一層の強化を図る。